

マレーシア商標法について

2016年8月16日

※2017年12月7日改訂

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

0. はじめに

マレーシアは、国土約 33 万平方キロメートル（日本の約 0.9 倍）、人口約 2,995 万人の国で、主にマレー系、中国系、インド系の民族からなる多民族国家である。立憲君主制をしいており、現元首はアブドゥル・ハリム・ムアザム・シャー第 14 代国王である。

近年の経済動向は、2010 年に経済成長率がプラスに転じ、2011 年は 5.1%、2012 年は 5.6%、2013 年は 4.7%と回復傾向にある。2013 年現在の GDP は 9,867 億リングットで、2004 年と比較すると倍以上に増加している。また、日本とマレーシアとの貿易では、2013 年現在、日本は第三位の主要輸出・入国で、2014 年のマレーシアの対日輸出額は 3 兆 867 億円、対日輸入額は 1 兆 4,967 億円である。日本のマレーシアからの主な輸入品は、鉱物性燃料（LNG 等）、電気機器、木材等である。他方、日本からマレーシアへの主な輸出品は、電気機器、機械類、自動車、鉄鋼となっている。

2009 年に発足したナジブ内閣のもとで、資本・投資に関する規制緩和を図り、「新経済モデル」「第 10 次マレーシア計画（2011-2015 年）」「経済変革プログラム」等、矢継ぎ早に政策を立ち上げた。2020 年までに先進国入りを目標に掲げ、取り組んでいる。

日本においても、マレーシアに対する投資額は、乱高下があるものの、全体として増加傾向にある。また、マレーシアはグローバル経営コンサルティング会社 A.T. カーニーが実施した最近の FDI 信頼度指数の調査において世界のもっとも魅力的な FDI 投資先の第 10 位に選ばれており、重要な市場となっている。

このような状況のもと、マレーシアに海外進出を進める上では、現地の法制を理解しておくことが肝要である。とりわけ知的財産法に関しては、もともと法改正が盛んな分野であり、また模倣品被害が深刻な問題となることからその重要性は高い。

なお、インドネシア、タイ等の ASEAN 諸国が続々とマドプロに加盟するなか、マレーシアについては、いまだマドプロに加盟していない。ASEAN 主要国であるマレーシアのマドプロ加盟が待たれる。

1. 登録できる商標について

(1) 標章とは

図案、ブランド、標題、ラベル、チケット、名称、署名、語、文字、数字、又はこれらの組合せをいう。(商標法第3条)

..... (全8ページ)

以上

本内容についてご不明点・ご質問等ございましたら、
下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

大阪法務部長 : 八谷 晃典 (大阪本部在籍)

東京法務部長 : 石黒 智晴 (東京本部在籍)

TEL (大阪) : 06 - 6351 - 4384 (代表)

TEL (東京) : 03 - 3433 - 5810 (代表)

E-Mail : ipkenzo@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。
当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【弊所のウェブサイト・facebook】

弊所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時情報発信しております。
是非ご参照下さい。

< 弊所総合ウェブサイト > : <http://www.harakenzo.com>

< 商標専門サイト > : <http://trademark.ip-kenzo.com>

< 意匠専門サイト > : <http://design.ip-kenzo.com>

< 弊所法務部 facebook > : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment>

< 広島事務所 facebook > : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima>

※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。